

F I T買取期間満了後に蓄電池等を設置される場合の留意点について

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年11月以降、F I T制度にもとづく買取期間が満了を迎える案件が発生いたしますが、F I T買取期間満了後に蓄電池等を設置される場合について、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

(1) F I T買取期間満了後に蓄電池等を設置される場合

F I T買取期間満了後に、蓄電池等を設置される場合（発電設備等を変更される場合も含まれます）、買取先となる電気事業者さまを通じて当社にお申込みいただく必要があります。

お申込み手続きに関しましては、買取先となる電気事業者さまへご確認くださいませよう
お願いいたします。（買取先となる電気事業者が当社小売となる場合は、当社小売部門
にご確認ください。）

なお、蓄電池等設置に係る国への認定内容の変更手続きに関しては、国へご確認くださいませよう
お願いいたします。また、認定通知書等のご提出要否につきましては、買取先の電気事業者さまへ
ご確認くださいませよう
お願いいたします。（買取先となる電気事業者が当社小売となる場合は、当社小売部門にご
ご確認ください。一般送配電事業者としての当社へのご提出は不要です。）

(2) F I T買取期間満了以前に蓄電池等設置に係る申込を実施し満了後に連系する場合

F I T買取期間満了前に、発電者さまから蓄電池等の設置に係るお申込みをいただいた場合、
技術検討の結果等について、お申込みいただいた発電者さまへ回答させていただきます。
(1)に記載のとおり、連系に先立ち、買取先の電気事業者さまにおいて認定通知書等の
内容確認が必要となる場合がございますので、発電者さま（工事業者さま等含む）から買取先
の電気事業者さまへご連絡いただき、蓄電池等の連系可否についてご確認くださいませ
よう
お願いいたします。

買取先の電気事業者さまへの確認結果について当社へご連絡いただいた後、連系に係る
手続きを進めさせていただきますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、既にお申込みいただいている案件について、当社から個別に発電者さま等にご案内
することはいたしかねますので、悪しからずご了承願います。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金9:00～17:00 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]